令和８年（フ）第２０８号
茨城県つくば市花畑２丁目１番地４　ツインウッドスクエアＢ棟101号
債務者　野口　正美
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２２６号
茨城県土浦市田中町1961番地　クラールVI 104
債務者　中野　章博
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２６号
富山県黒部市生地191番地
債務者　田中　澄子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第７８号
岐阜県養老郡養老町栗笠143番地１、前住所岐阜県瑞穂市野白新田14番地　ハイタウンみずほⅠ　２－10号
債務者　桑原　一将
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第８３号
岐阜県大垣市南若森５丁目56番地２　ケセラセラ　サン　103、前住所岐阜県羽島郡岐南町徳田２丁目185番地
債務者　川島さなえ
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１４２号
三重県津市河芸町上野1602番地　サンハイツ上野103、前住所三重県津市河芸町一色2605番地　エーデルアンジュＡ102号
債務者　管　　知慧
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１５８号
三重県鈴鹿市平田二丁目11番32号　ウイング平田Ⅱ202
債務者　宝満　友和
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２１号
滋賀県彦根市日夏町2770番地11
債務者　松下　和代
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１２３号
滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121番地、前住所新潟県糸魚川市大字大和川6561番地　アソシアード102
債務者　中山　一将
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１２６号
滋賀県東近江市三津屋町25番地１
債務者　松下　敦志
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第６８５号
神戸市東灘区本庄町１丁目11番22号、従前の住所岡山県倉敷市茶屋町672番地15　エクセルメゾンＶ　Ｂ－102
債務者　植田　晟矢
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７８７号
神戸市東灘区森北町３丁目４番11号　中谷マンション402号
債務者　川岡　邦子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３０号
兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目８番地の12第２望海荘
債務者　Ｉ．Ｍ．Ｏ．こと　今村　光盛
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２００号
兵庫県明石市東人丸町24番25号　シュロス松下１－Ｄ
債務者　照井　未久
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２０５号
神戸市西区宮下１丁目21番68号
債務者　森下　真啓
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第５３号
佐賀県唐津市和多田大土井３番35号　からっとライフ
債務者　板原　慎吾
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部